議会基本条例検討協議会(第20回)

平成25年 3月25日(月) 場 所:委員会室

1 成文化した条文の検討(資料1~3)

2 「市民」の定義について

3 逐条解説について

4 その他

午後1時00分 開会

【河崎会長】 本日は、成文化した条文の検討、「市民」の定義について、逐条解説について、その他を議題とする旨、開催通知で案内している。予定では4月10日から1カ月間、市側との意見調整期間を設けており、逐条解説をつくり、次回4月9日の本協議会で合意して市側に提示するには、本日一定の合意に達する必要があるので、よろしくお願いしたい。

- 1. 成文化した条文の検討
- 2. 「市民」の定義について

【河崎会長】 本日の資料について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料1~3について説明。

【事務局次長】 また、議長の選出方法、任期について、赤嶺委員から資料が提出されているので、机上に配付している。

【河崎会長】 今まで合意した部分と本日の協議内容の確認をしていきたい。資料1に基づき、事務局から説明する。

※事務局次長から資料1に基づき説明。

【河崎会長】 資料で、四角で囲っている「市民」については、自治基本条例の「市民」とすることを基本としながら、「住民」と改める必要があると考えられる箇所を精査してきてもらい、4月9日の本協議会で決定をしていきたいが、よろしいか。

全員了承

【河崎会長】 逐条解説との関係性も出てくるので、特に市民の定義にこだわりのある 新政クラブと日本共産党には、できるだけ早期に抽出してもらい、連絡をもらいたい。

【窪委員】 自治基本条例の「市民」には事業所が含まれている。同意できない。

【河崎会長】 そういうことを含めて、ここは「住民」でなければおかしいという箇所 を精査してもらいたい。

【窪委員】 「住民」という表現がよいのかどうか。自然人である市民とすれば事業所は含まれない。

【河崎会長】 この条例の策定目的は、議員や議会の活動原則などを定めることであり、 「市民」の精査が必要な箇所とそうではない箇所があると思う。

【窪委員】 9日に論議したい。

【河崎会長】 それでは順次協議していきたい。まずは第7条「市民参加」について協議する。議論にあたり「市民参加」とはどういうものかの共通理解が必要と考え、大和市市民参加推進条例を資料として配付している。「市民参加」を執行機関はどのように考えているか、事務局から説明する。

【議事担当係長】 市民参加推進条例第2条第3号で「市民参加」を「執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映の過程に市民が主体的に参加することをいう」と定義されている。

【河崎会長】 この部分は、逐条解説で、「自治体運営への市民の関わり方は、自治会や 市民活動への参加、請願・陳情を通じての議会への参加など多様な対象がありますが、 この条例では執行機関が行う政策形成等の過程への参加を「市民参加」としています」と記載されている。

【議事担当係長】 市民参加推進条例第7条では「市民参加の手続の方法等」として、「執行機関は、前条第1項の規定により市民参加の手続を行うときは、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、適切と認める1以上の方法により行わなければならない」として「審議会等の設置」「意向調査の実施」「意見交換会等の開催」「意見公募手続の実施」の4つを規定している。

【窪委員】 執行機関に対する市民参加はこの条例に規定しているとおりだが、議会は 市民を代表するチェック機関である。それに市民参加とはどういうイメージで提案して いるのか、まったく見えない。

【河崎会長】 市民参加推進条例では、執行機関の審議会等を傍聴することは市民参加 に含まれていない。したがって、議会の傍聴やインターネット中継は情報提供と位置づ けられるのではないかと考えるが、事務局の見解はどうか。

【議事担当係長】 傍聴は情報の提供の部類に入ってくると考えている。

【河崎会長】 ただ、市民参加推進条例第5条第2項で「執行機関は、市民が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない」とあり、逐条解説では「市民が参加しやすい市民参加の機会」の提供とは、休日や夜間に会議を開催したり、目的に応じた会場を設定することのほか、市民参加に当たりいくつかの手法を用意することなどをいいます」と解説されており、このあたりも踏まえて第7条「市民参加」の条文を議論しなければならない。第7条第1項は3案併記であるが、上の案「議会は、市民参加の推進に努めなければならない」は公明党、真ん中の案「議会は、必要に応じて市民参加の機会を設けるものとする」は新政クラブと日本共産党、下の案「議会は、市民参加の機会や参加手段の向上に努めなければならない」はその下の旧第2項を含めて、明るいみらい・やまととがこだわっていると理解しているが、本日1つにしなければならない。

【窪委員】 議会への市民参加は請願陳情の意見陳述のイメージである。ほかにどういう形があるのかイメージが浮かばない。

【議事担当係長】 市民参加推進条例第7条第1項第4号で「意見公募手続の実施」、いわゆるパブリックコメントの実施が規定されている。本市議会でも商業振興条例を検討している段階で、代表者会の決定を得て、市民への意見公募を実施している。

【窪議員】 議会として提案している条例だから、市民参加があってしかるべきである。 そういう市民参加は大いに結構である。

【山田委員】 市民参加推進条例第3条の「基本原則」を基に考えると、議会基本条例で規定するのは、「市民と執行機関が情報を共有すること」は情報公開や傍聴などであり、「市民が意見を述べ、又は提案する機会が確保されること」はパブリックコメントなどであり、「市民が述べた意見等に対する検討の結果が明らかにされる」は議会報告会等だと思う。特にこだわらないが、上の案は、「市民参加の推進」という一言の中に、今の基本原則の考え方が含まれていて、すっきりした表現でよいと考えている。

【河崎会長】 上の案にこだわらないということか。

【山田委員】 上の案は、すっきりしているのでよいと思っている。

【河崎会長】 選択肢としては、真ん中の案と下の案に絞りたいがいかがか。

【大波委員】 真ん中の案でよい。行政機関と議会は違う。

【河崎会長】 真ん中の条文とすることで、赤嶺委員はどうか。

【赤嶺委員】 真ん中の案は「必要に応じて」とあるが、実際にもう必要である状況と考えている。しかし、下の案が言わんとすることが真ん中の案に内包されているということを各委員に理解してもらえているのであれば、真ん中の案でも構わない。

【河崎会長】 真ん中の案で「必要に応じて」を削除するという選択肢もあるか。

【中村副会長】 新政クラブは「必要に応じて」にこだわりがある。あくまでも二元代表制、代議員制が基本であり、市民参加はそれを補完するものという考え方である。行政機関は市民に負託されているのは市長ただ一人であり、職員は負託されておらず市長を補佐している。しかし、議会は議員全員が負託を受けており、議会と行政機関は構成が異なっている。新政クラブは議会そのものが市民参加の形であり、皆が参加したいと言っても全員が参加することはできないので、参加したいと手を挙げた人間から選挙という方法で選ばれて集まってきたのが議会であると考えている。議員が市民を代表して市民の立場に立って議論するというのが議会制民主主義の基本であるが、特定地域の問題や特殊な問題で、関わっている方の意見を聞かなければならない場面も出てくるだろうから、そういったところは必要に応じて意見を聞くべきであるという考え方である。

【河崎会長】 市民参加推進条例第2条第3号の逐条解説に「現行の地方自治制度では、 選挙で選ばれた市長と市議会議員を住民の代表とする間接民主制が原則であり、「市民参加」はそれを補完し、自治を充実させるものとして位置づけられるものです」とあり、 行政としても市民参加は補完するものという捉え方であることがわかる。

【窪委員】 行政機関への市民参加は、議会を通じて、請願なり陳情を出して、議会が 議決することも市民参加の一形態と逐条解説されているのか。

【河崎会長】 それを補完するものという意味もある。

第7条第1項は真ん中の案とし、旧第2項は削除することでよいか。

全員了承

【河崎会長】 第7条第4項は4案併記となっているが、前回も述べたが会長としては、「議会は、地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる」で合意を得たいと考えているが、いかかが。

【山田委員】 公明党は、「議会は、地域に出向いて議会報告会や各種団体やサークルとの意見交換会を開催するものとする」とし、意見交換会に関しては「各種団体やサークルとの」と入れて角度をつけて聞いていくべきと考えている。

【河崎会長】 ほかの条文とのバランスを考えると「各種団体やサークル」はかなり違和感がある。

【窪委員】 意見交換会はそういう団体をイメージしている。

【河崎会長】 それを含んでいるということで、「各種団体やサークル」と書くことで限定をしてしまう恐れがある。書かないほうが運用において適切と考える。

【大波委員】 限定しないほうがよい。

【河崎会長】 先ほど述べた案で合意としたい。

【窪委員】 語尾は「できる」か。

【河崎会長】 語尾は「できるものとする」なのかもしれない。語尾はまた精査したい。 次に第8条「会議及び情報の公開」について協議する。第1項は2案併記となっているが、「すべての会議は、原則として公開とする」は合意するのは難しいので、「本会議及び委員会は、原則として公開とする」としたいが、どうか。

【赤嶺委員】 その案であれば、ここの条項すべて削除でよいと考える。

【河崎会長】 第8条をすべて削除するのか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【窪委員】 現時点では委員会は公開しているが、議員がかわれば委員会も公開しない ことはあり得る。

【河崎会長】 横浜市会や県議会は、委員会を公開していない。

【赤嶺委員】 情報公開について先送りにするという意味で削除し、本条例が再検討された際に、あり方について再協議してもらいたい。

【大波委員】 しがたって、すべて削除なのか。

【赤嶺委員】 合意されなければ削除となるのではないか。

【窪委員】 本会議、委員会の公開が合意できないのか。

【大波委員】 合意できる。

【窪委員】 合意できるなら条文化しておくことが、後々のためである。当たり前のことが当たり前でなくなることがある。

【山田委員】 会議及び情報の公開は重要な項目なので、ここを削除した議会基本条例 はあり得ないのではないか。例えば「会議は、原則として公開とする」でもよいから載せたほうがよい。

【河崎会長】 「会議は」とすることについて、事務局が以前見解を述べている。

【事務局次長】 「会議」は、地方自治法では本会議を指すので、「本会議及び委員会は」 とはっきりと列記して規定したほうがよいと考える。

【中村副会長】 「会議」が「本会議」だとすると、「すべての会議」とすると全員協議会や代表者会も含まれるのか。

【窪委員】 入るのではないか。

【中村副会長】 「会議」が本会議だとすると、「すべての会議」としても本会議だけになるのではないか。

【事務局次長】 そう考えるのは無理があるのではないか。

【中村副会長】 本協議会や委員会などでも、事前に進行の打合せなどを行う。その打合せも会議だとなると、どこまでが会議なのか。条例なのでしっかりと限定できなければいけないので、はっきりとわかる文言で「本会議及び委員会」とすることでよいのではないか。

【窪委員】 今ではないが、陳情の審査で傍聴者がいるとそこで決められないので、別室に集まって打合せをしていた。それも会議になるのか。

【河崎会長】 市民参加推進条例第 11 条「会議の公開等」では、「審議会等の会議は、公開するものとする」とあり、会議を審議会等に限定して規定している。このことも踏まえて、議会基本条例に会議等の公開が入っていないのは、バランスを欠く条例になるのではないか。本会議と委員会は公開とうたうことは、大事なことである。委員会が公

開されていない議会もあるし、第2項で会議録の公開など情報の積極的な公開を規定している。第3項では審議結果を議員ごとに公開することを規定し、かなり先進的な内容になっているので、是非残したい。この内容で合意できないか。

【赤嶺委員】 代表者会や全協は議長が招集して行うので会議に入ると思う。打合せは会議には入らない。先ほど削除と述べたのは、合意が得られないなら削除になるという今までの流れから述べたので、削除したいと述べているわけではない。本会議及び委員会は現状公開されており、今までの合意が生きていれば公開されるので、そういうことを踏まえて考えると、合意できない以上削除となるのではないか。

【山本委員】 「本会議及び委員会」と規定すると、例えば本協議会は外れると読めるが、そういう意図はないのではないか。

【事務局次長】 本協議会は公開することで本協議会の場で合意されている。それと議会基本条例にこれとこれを原則として公開すると規定することは、違ってくる。本会議及び委員会以外でも公開で合意されれば、公開されることになる。

【中村副会長】 本協議会が全会一致を原則としているのは、誰かが反対したらそれを 削除することを前提にしているのではなく、それぞれ思いがある中で、皆が納得できる 線で条文化していこうということと考える。本会議及び委員会を公開することに異議が ある委員はいない。ただ、代表者会や全員協議会を公開することに関してはいろんな意 見がある。よって、本会議及び委員会の公開に異議がないのであれば、そこを条文化す るのが本協議会の進め方ではないか。

【窪委員】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 本会議と委員会は既に公開されている。今から条例にのっとって公開するものではない。合意がなくて削除されている条文もある。

【窪委員】 今は公開が当たり前だが、公開しなくなることもあり得る。だから条例に 定めておくということであり、公開という条文がなければ、一番大事なところを明文化 できないのかとなりかねない。

【赤嶺委員】 第1項は「すべての会議は、原則として公開する」としてもらいたい。 「原則として」とあるので、例外も考えられる。

【山本委員】 「すべての会議」とすれば、本協議会も入る。打合せは会議ではないという認識を皆が持っているので、含まれない。公開しない会議は、非公開で合意すればよい。

【河崎会長】 「会議」という文言の理解がさまざまである。

【山本委員】 逐条解説でしっかり書けば問題はない。

【窪委員】 全協も会議か。全協や代表者会も行政側からの情報提供である。芸文ホールについて全協で情報提供があったが、市民が芸文ホールについて行政に説明を求めれば、行政は説明する。代表者会では人事案件について事前に説明があるが、そこまで公開することがよいことなのか。議員の個人的な問題を論議することもある。

【河崎会長】 仮に「すべての会議」としたときに、逐条解説はどのように書くのか。

【山本委員】 打合せではなく、物事を決めていく会議を原則として公開するなどである。

【河崎会長】 打合せでも物事を決める。

【赤嶺委員】 物事を決めるのは、打合せをした後の委員会などである。

【河崎会長】 「すべての会議」とは、物事を決める会議のことであると逐条解説するのか。

【山本委員】 議会として決定するということである。

【河崎会長】 議会として決定する会議のことであると逐条解説するのか。

【山本委員】 そのように書けばよいと考える。

【中村副会長】 特別委員会は、決定はしない。しかし、委員会と規定すれば含まれる。

【赤嶺委員】 逐条解説は、「原則公開とし、例外は除く。例外は非公開で議員の合意が得られる会議である」とする。

【河崎会長】 「原則として」とは、議員が合意した会議は公開しないと書くのか。

【窪委員】 かえって、おかしなものになるのではないか。

【大波委員】 会議の前に、この会議は公開、非公開と事前に決めながらやっていくのか。

【赤嶺委員】 委員会も動議があって合意が得られれば非公開となる。代表者会や全協でも非公開にすべき案件があって、合意が得られれば公開しない。

【河崎会長】 事前にいつ代表者会があるとお知らせもしなければ、公開していること にならない。

【赤嶺委員】 公開の方法はいろいろある。代表者会は要点筆記の会議録を情報公開請求すれば見ることができ、これも公開である。

【河崎会長】 請求があれば会議録は出しているが、公開はしていない。ホームページ に出すなどはしていない。

【山本委員】 代表者会で公開してもよいという案件があった場合、ホームページに掲載してもよいのではないか。

【河崎会長】 何を公開するかを、いつどこで誰が決めるのか。

【窪委員】 代表者会で全会一致しないとできない。微妙な問題も扱っている。常識で 考えてすべて公開してよいのか。

【山本委員】 市民が資料請求しても見せることはないということか。

【河崎会長】 会議録の請求があれば提供している。

【山本委員】 公開に反対の議員がいれば開示することはないのではないか。

【河崎会長】 議長なりに諮って、会議録は出している。

【議事担当係長】 議会事務局の組織等に関する規程で、事務局長なりに決裁権限が委ねられているので、その決裁権限にしたがって公開している。

【河崎会長】 現状合意ができているのは本会議と委員会の公開であり、それを条文化 したいが合意できないか。

【山本委員】 本協議会のように公開で合意された会議も規定しなければならないのではないか。

【河崎会長】 この協議会の公開は別のところで規定されている。

【議事担当係長】 本協議会は任意の組織として設置され、設置要領で公開を規定している。

【山本委員】 そういう形であれば公開できることも規定する必要があるのではないか。 【窪委員】 そこまで明文化しなくても議会の判断で公開できる。条文に書いてないか らできないというのであれば、議員の常識が疑われる。前向きに常識的に考えていけば、 いちいち活字化しなくても、条文が要請している精神にのっとり行っていくことには何 ら問題はない。

【河崎会長】 第2条「議会の活動原則」の第1号では「議会活動の公正性及び透明性を確保すること」と規定しており、公開もこの辺りに入ってくる。第8条第1項は「本会議及び委員会」として、逐条解説で、全員協議会、代表者会について、公開はしていないが、請求があれば会議録は情報公開条例に基づき公開しているということや、そこのあたりも公開性などが求められているというあたりを書くことではどうか。逐条解説で、このような議論の経過があったと書くのはおかしいか。

【大波委員】 それはおかしい。赤嶺委員と山本委員が言おうとしていることがわからない。何が問題なのか。

【赤嶺委員】 本会議及び委員会だけ規定することで、これ以外の公開が今後滞ったり遅れてしまったりするという懸念がある。代表者会や全協は公開すべきとの市民の意見もある。議会が主体的に行っている会議なので、積極的に発信していく必要がある。案件により公開にそぐわないものもあるので、議員の合意で公開をやめる選択も必要だが、基本的には公開すべきである。規定しなくても要請するものは行っていくのであれば、この規定がなくても公開しないことはないと思うので、先ほどから意見を述べている。

【河崎会長】 たびたび述べているが、代表者会で議会改革を議論し、重要な決定を行っている部分は公開すべきで、公開されないなら議運などの公開されている会議でやるべきと考えている。ただ、代表者会や全協では、市側から未成熟な情報の提供がしばしばあり、市側が公開されると情報提供できなくなるものが出てくると意見を述べている現状においては、議会の機能として公開することばかりが市民のためになるわけではないという部分を懸念する。市側の考え方や本協議会の合意レベルからすると、本会議と委員会の公開にとどまるのではないか。

【山本委員】 市側が未成熟情報を提供することは確かにあるが、そういうものであっても市民が情報公開請求すれば、開示しているのではないか。

【窪委員】 確定していない段階では開示することはあり得ない。人事案件の問題でも 議決して確定すれば開示できる。

【山本委員】 情報共有ならよいが、物事を決める会議であれば代表者会や全協でも公開しなければならないと考える。

【河崎会長】 いつまでにこの書類を提出するというのも決定である。決定する会議と 条文で書くことは難しい。

【中村副会長】 普通、会議は多数決であるが、本協議会が全会一致を原則としているのは、皆が合意できる範囲で条文化しようということだと思う。この問題も皆が合意できるのは本会議と委員会であるのでまずは規定する。今と変わらないという意見もあるが、条例に規定があって行うことと、申し合わせで行うということは全然意味が違う。今の本市議会の現状を示す意味での条例でもあるので、条文化して新しく始めることもあれば、今現在行われていることを条文化することにより、現在の本市議会のルールを確定することもある。多数決としていない意味をよく考えてもらいたい。

【赤嶺委員】 今合意できるところまで来ていて、この2案に絞られて意見がぶつかっている。

【中村副会長】 本会議と委員会までは合意できている。赤嶺委員は本会議と委員会の

公開にも反対なのか。

【赤嶺委員】 本会議と委員会のみ規定することで、ほかの会議の公開が消極的になる可能性があるので、いかがかと考えている。

【中村副会長】 本会議と委員会の公開に反対なのか。

【赤嶺委員】 本会議と委員会の公開は現在行われているので、条文に規定しなくても 非公開になることはないと思う。

【窪委員】 本会議と委員会を公開することは本市議会の議員には常識であるが、委員会を公開していない自治体議会もある。よって、基本条例に規定しようと述べている。会議は公開が原則だが、現段階ではどうかという問題もある。本協議会も公開しているし、全協も公開してよい案件もあると思う。臨機応変に対応していく必要がある。

【河崎会長】 第8条第1項を削除し、第2項を「議会は、会議や会議録の公開など情報の積極的な提供に努めるものとする」とすると、「会議」は「本会議」のみを指すことになるか。

【事務局次長】 その場合は、逐条解説の記載はどのようにされるのか。

【二見委員】 会議には、協議と審議の2種類があると思う。審議は本会議と委員会であり、審議をする会議は公開とすればよいのではないか。

【河崎会長】 協議する会議は非公開ということか。

【二見委員】 そういうことである。

【河崎会長】 本協議会は協議会だが公開している。

【二見委員】 今回は設置要領に規定しているので、公開している。

【河崎会長】 具体的にはどのようにするのか。

【二見委員】 「会議」を「審議会」にすればよいのではないか。

【河崎会長】 議会は審議会を設置できない。逐条解説で、会議は審議をする性質のものとするのか。

【中村副会長】 皆が合意しているのは、本会議と委員会である。

【河崎会長】 まずは、先ほど述べた案を協議したい。

【大波委員】 新たに会長案が出ると、また論議が拡散する。

【河崎会長】 第1項で合意できないので提示した。

【窪委員】 このようなことが合意できないのであれば、議会基本条例を検討する意味はない。議会基本条例に本会議と委員会の公開を規定しないこと自体、物笑いになる。

【赤嶺委員】 妥協案は出している。「原則として」を残して例外を設けるのはどうか。

【河崎会長】 「原則として公開」として、代表者会や全協を公開しないのは、かなり 無理がある。市民からなぜ公開しないのかと問われたとき、条例違反が問われる。

【窪委員】 改選前に委員会で陳情者が発言を求め、発言が認められなかったので大声で騒ぎ出したことがあった。そういうことだってあり得る。

【井上委員】 第2項で「会議録の公開など情報の積極的な提供に努める」とあり、会議は積極的に公開していくことにもなる。現状公開しているのは本会議と委員会なので、第1項で規定しておいて、第2項で赤嶺委員が主張していることがフォローできていると捉えられないか。

【赤嶺委員】 確認だが、情報公開請求があった場合は、全協でも代表者会でも会議録 を情報提供しているのか。 【議事担当係長】 全協は記録を作成していないので、開示すべきものがない。代表者会は要点筆記で記録を作成しているので、行政文書として存在している以上、公開をしている。

【赤嶺委員】 井上委員の意見を踏まえて、積極的な情報の提供に努めるとの条文が成立すれば、全協の会議録の作成はできるのか。

【議事担当係長】 現状の全協は、「会議公開の原則は適用されない。会議録もないため自由に発言ができ、又は詳細な説明を受けることができる」と議会の手引きにも記載されている。そのような利点を捨てて、詳細な記録をつくり公開していくのかは、根本的な議論が必要である。

【河崎会長】 議員間の協議はともかく、市側からの未成熟情報の提供があったことについても会議録に記載せざるを得ないので、市側が情報を提供しなくなるということが予想されるという意味か。

【事務局次長】 議員には一般に公開される前の情報がかなり提供されているが、公開の会議となると、まずはマスコミ等に記者発表した後に、議員に情報提供するようにならざるを得ないのではないかと考える。

【河崎会長】 全協の会議録をつくることは、代表者会で合意すればできるのか。その際に市側の情報提供部分は会議録に残さないなどについて合意すれば、会議録をつくれると理解してよいか。

【事務局次長】 そのような条件であればつくれなくもないが、全協の主な内容は市側からの情報提供で議員同士の議論はないので、どの部分を会議録に残すのか。「市側から説明を受ける」で終わってしまい、内容のない会議録になるのではないか。

【中村副会長】 本会議と委員会の公開は合意されており、その他の会議の公開について意見が分かれている。合意できているところを条文に書くしかない。

【河崎会長】 「本会議及び委員会」とした場合、「原則として」は必要か。

【議事担当係長】 地方自治法、委員会条例、会議規則に秘密会等の規定があり、「原則 として」は必要である。

【河崎会長】 第1項は「本会議及び委員会は、原則として公開する」とし、本条例は 必要に応じて見直していくことも条文化されているので、代表者会や全協については今 後働きかけなどを行い、徐々に変えていくというところでどうか。

【山本委員】 条文に「合意が取れた会議」と規定したほうがよいのではないか。

【河崎会長】 合意が取れたときは、基本条例を見直して改正が可能なので、その時に 規定すればよい。「合意が取れた会議は、原則として公開する」は条文としては曖昧であ る。第1項は以上のとおりでどうか。

全員了承

【河崎会長】 第8条第2項、第3項は合意されている。

次に「議会の会期」について、削除で合意しているが、議員登庁日について規定してほしいとの意見が出ているが、基本条例で条文化することは難しいと考えるが、どうか。

【赤嶺委員】 議員登庁日の取り扱いについては、会派で検討した結果、条例ではなくて、今後申し合わせ等で実現できるようにしていく方向がよいとなったので、今の会長

の意見に賛成する。

【河崎会長】 次に第10条「市長による政策の形成過程の説明」は、委員1名が反対している状況である。

【大波委員】 無所属も賛成する。

【河崎会長】 それでは合意としたい。

次に「行政評価」が再協議となっている。

【中村副会長】 新政クラブは、この条文でよい。

【河崎会長】 他会派は賛成であったので、この条文としたい。

次に12条「議決事件の追加」は、公明党から提案が出ているが、上の案の2案併記になっている「積極的に」と「必要に応じて」を両方削除し、「議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件の追加を検討するものとする」としたいが、どうか。

全員了承

【河崎会長】 第13条「一般質問の方式」は、市側との意見交換後に再協議となっているので飛ばして、第14条「議長の活動原則」について協議する。赤嶺委員から資料が出ているので、説明をお願いする。

※赤嶺委員から提出資料について説明。

【赤嶺委員】 各市いろいろなアイディアで行っており、法に抵触しないような形で進めていく方法もあるので、一概にできないことはないと考えている。何市かに話を聞いたが、ホームページに規程を掲載しているのは2市であったため、その2市の規程を資料に掲載した。

【河崎委員】 何か質疑等はあるか。

【事務局次長】 二、三点補足させていただきたい。議長会は集計に立候補制との言葉を使っているが、それがふさわしいかは疑問に思っているとのことである。本市議会は申し合わせで行っているが、議長会から、そういうことをやっているなら報告してほしいとのことだったので、報告したところ、本市議会も立候補制を導入している市として取りまとめがされている。導入市には、申し合わせ、要綱、内規で行っている市も含まれている。

井原市の内規が記載されているが、「井原市議会基本条例第3条第1項に規定する」ということを根拠に実施されているようだが、この第3条第1項には「公正及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすい真に開かれた議会を目指すこと」と規定されており、所信の表明を求めるといった内容が議会基本条例に定められているわけではない。本市議会は申し合わせで行っており、内規や要領を定めて行っていくことについて検討を進めるのはよろしいかと思うが、基本条例に所信の表明を含め立候補制をうたうのは時期尚早であり、よく検討したほうがよいのではないかと考えている。

【河崎会長】 前回の資料(議長会からの回答)に「地方自治法に立候補制を禁じる明文の規定はなく、行政実例が総務省から示されるか、判例でもないと、どこからが違法かという判断は難しい」と記載されているが、自治総研の方に意見を聞いたところ、明文の規定がないので違法とは言えず、判例は今後もないだろうという解釈であった。そ

ういう意味では、条文に何らかの規定をしたほうがよいと考えている。今の事務局の意見を踏まえると、第14条第2項は「所信の表明を求めるものとする」とまで規定せずに、「透明性の確保に努めるものとする」という書き方でもよいと考えるが、どうか。

【赤嶺委員】 栗山町は「選出の過程を町民に明らかにしなければならない」、新潟市は「議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければならない」、松阪市は「市議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない」と規定している。こういった条文に変更していくことで対応は可能と考える。

【窪委員】 会長が述べた条文でよい。

【大波委員】 赤嶺委員が納得するならそれでよい。

【赤嶺委員】 会長が述べた条文でよい。

【河崎会長】 第3項で「前2項の規定は、副議長においても同様とする」は大げさなので、第2項は「議会は、正副議長の選出に当たり透明性の確保に努めるものとする」としたい。暫時休憩する。

午後2時43分 休憩午前2時56分 再開

【河崎会長】 第2項は「議会は、正副議長の選出に当たり透明性の確保に努めるものとする」でどうか。

【議事担当係長】 「正副議長」は「議長及び副議長」とし、見出しが「議長の活動原則」であり、第2項の内容からすると、例えば「議長及び副議長」のような見出しが考えられるのではないか。

【河崎会長】 見出しは「議長及び副議長」とし、第2項は「議会は、議長及び副議長の選出に当たり透明性の確保に努めるものとする」とし、第3項を削除することでどうか。

【窪委員】 第1項と第2項は入れかえなくてもよいか。

【河崎会長】 第1項の条文のほうが重要である。

第14条については、以上のとおりでどうか。

全員了承

【河崎会長】 その他の条文は合意しているので、成文化した条文の検討は以上となる。 【中村副会長】 会派内の議員から確認を求められており、第11条「行政評価」の条文 について、議会としての行政評価はどの程度のものを考えているのか、提案者に確認し たい。

【河崎会長】 具体的には考えていない。

【中村副会長】 今後検討ということか。

【河崎会長】 即できるかどうかも含めて今後の検討である。

【窪委員】 大変な仕事になると考えている。

【河崎会長】 事務事業評価をいくつかピックアップしてやるのか、施策評価とするの

か、いつから行うのかは、今後の議論である。

3. 逐条解説について

【河崎会長】 今後のスケジュールでは次回の本協議会は4月9日で、市側から意見調整期間が1カ月ほしいと言われているので、4月10日から5月9日の期間を設けているが、事務局が確認したところ、市側は逐条解説がないと意見調整ができないとのことである。そうなると9日の本協議会で逐条解説について協議し、決定しなければならない。各委員に割り振ることも考えていたが、文章にばらつきが出てくることも考えられ、9日に合意するために、正副会長で逐条解説の案をつくることとしたいが、どうか。

【窪委員】 そうしてもらえると助かる。

【大波委員】 大賛成である。

【河崎会長】 9日に合意が得られるようなものにして提示をしたいと正副会長ともども考えているが、どうか。

全員了承

【河崎会長】 それではそのように進めていきたい。できれば事前に各委員に送付して 読んでもらい意見をまとめてきてもらえれば、9日で協議が終わると考えている。9日 に合意できないとスケジュールがまた延びてしまうので、同日は何時に終わるかわから ないという前提で出席してもらいたい。

4. その他

【河崎会長】 傍聴の方から感想、意見等がなければ、事務局次長から報告がある。

事務局次長から異動のあいさつ

【河崎会長】 「市民」については、逐条解説を作成することもあり、なるべく早く連絡をもらえるようお願いする。本日は以上で終了する。

午後3時07分 閉会